

京都府プラスチックごみ削減実行計画

令和3年1月

計画策定の趣旨

プラスチックは我々の生活に様々な形で深く浸透し、多くの利便性と恩恵をもたらしている一方で、プラスチックごみは、海洋汚染、地球温暖化、外国政府のプラスチック輸入規制など地球規模の環境問題の一因となっています。

こういった状況の下、国においては「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」が策定されるとともに、「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性（令和2年9月）」及び「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性を踏まえた主な施策について（令和2年10月）」が示されるなど、プラスチックの2R（リデュース、リユース）や循環利用を進める必要性が高まってきています。また、令和2年7月にはレジ袋有料化が義務付けられ、レジ袋の過剰な使用が抑制されるとともに、マイバッグの持参が進むなど私達のライフスタイルの変革が進みつつあります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、衛生面等からプラスチックの有用性が再認識されているほか、プラスチック製ストローなど障害のある方の暮らしに必要不可欠なものもあります。

また、POSTコロナ社会に向けては、単にコロナ以前の社会に戻るのではなく、新しい生活様式等の変化も踏まえ、より持続可能な社会の構築を目指す「グリーンリカバリー」の考えが重要となってきています。

京都府では現在、令和32（2050）年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すという目標を掲げ、社会全体の脱炭素化に向けた取組を総合的に推進するため、地球温暖化対策条例等を見直しを進めており、廃棄物処理の分野においても、温室効果ガスを増大させる原因であるプラスチックごみの焼却を減らすべく、2Rを進めることとしております。また、見えないプラスチックであるマイクロプラスチックの発生を抑制するという観点からも、プラスチックごみのライフサイクルの上流側における2Rを推進することは不可欠であります。

こうした状況を踏まえ、この度、現在策定中の「第3次京都府環境基本計画」に掲げた「2030年を目途に推進すべき重点的取組」に係る当面の施策を「京都府プラスチックごみ削減実行計画」として取りまとめました。

1 プラスチックごみの処理状況

一般廃棄物としてのプラスチックごみは、廃棄物処理法に基づき市町村が処理を行うこととなっていますが、府内の市町村において分別回収された容器包装プラスチックは、排出量が約2万トンであり、容器包装リサイクル法（以下「容リ法」という。）に基づく指定ルートによりマテリアルリサイクル^{※1}又はケミカルリサイクル^{※1}されています。一方、分別回収されずに家庭ごみ（燃えるごみ）中に混入しているプラスチックは、市町村で焼却され、大半がサーマルリカバリー^{※2}されているのが現状です。

また、産業廃棄物である廃プラスチック類の府内排出量は11万トンであり、サーマルリカバリーを含むリサイクル率は70%と、全国平均の58%（環境省公表資料）に比べて高くなっています。この高いリサイクル率は、産業廃棄物処理業者により多くが固形燃料化されていることによるものと考えられます。

一方、サーマルリカバリーを除く国内の再生利用率については約2～3割であり、京都府における再生利用率はさらに低いと推測されます。廃プラスチック類の排出量の約2割を排出している産業廃棄物の多量排出事業者は、廃棄物処理法において「再生利用量」の計画及び実績の報告が義務付けられていますが、「再生利用量」の定義が明確に示されていません。このようにサーマルリカバリーの位置付けが明らかにされていないことが、マテリアルリサイクルの取組が進んでいない原因の一つと考えられます。

また、府内の海岸漂着物等の回収量は、海岸漂着物等地域対策推進事業として実施しているものだけで毎年約300トンあり、組成調査によるとその約5割が漁具等のプラスチックごみですが、塩分が付着しているため焼却炉にダメージを与えるなどの理由からリサイクル率が低い状況です。

※1 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル

廃棄物等を原材料として再利用すること。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、マテリアルリサイクルのうち、廃棄物等を化学的に処理して、製品の化学原料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。（環境省HPから引用）

※2 サーマルリカバリー

サーマルリサイクルとも言われる。廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能である。（環境省HPから引用）

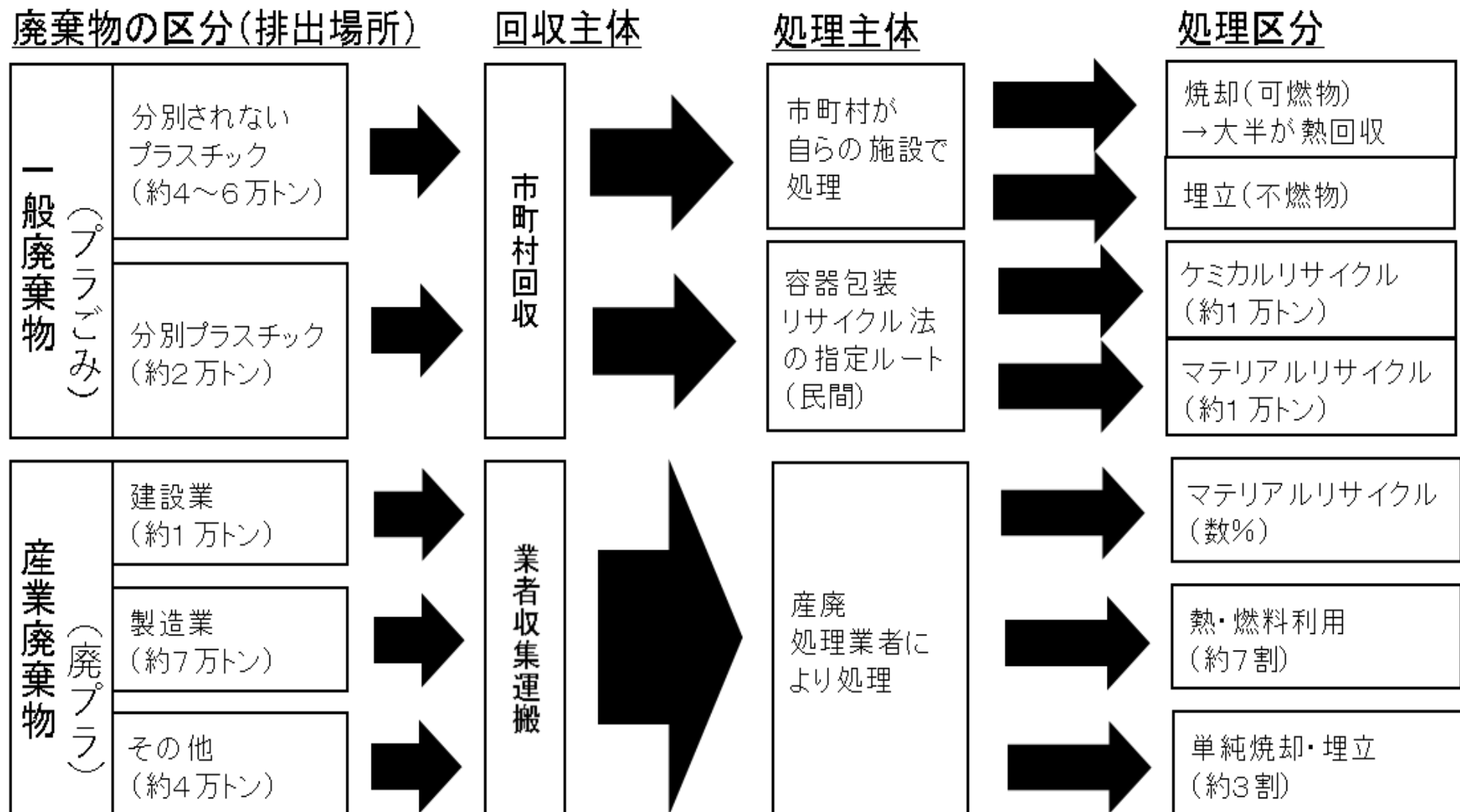


図 府内のプラスチックごみの排出・回収処理状況

2 府のこれまでの取組

(1) 使い捨てプラスチックの削減

- 市町村と連携した啓発によりマイバッグ・風呂敷・マイボトル等の普及による使い捨てプラスチックを削減。
- 象印マホービン(株)とマイボトル普及協定を締結、イベントで給茶スポットを設置。
- 市町村と商店街等が共同開催するイベントにおいて行うエコバッグ普及啓発などのレジ袋削減促進事業を支援（市町村への支援）。
- 監視指導員による休日を含む不法投棄パトロールや通報ダイヤルを設置。
- 振興局による不法投棄防止看板の設置、街頭啓発や小学生から標語を募集。
- 河川敷等の不法投棄ごみについて、地域住民の回収活動に対し、廃棄物処理業者と協力して撤去を行う「不法投棄やっつけ隊事業」を実施。



(2) プラスチックごみの3Rの促進

- 京都府産業廃棄物3R支援センター※により、産業廃棄物3Rの技術開発、施設整備、販路開拓事業、IoT（Internet of Things（モノのインターネット））導入事業を支援（令和元年度から、先進的な廃プラスチック類の3R施設整備の補助率を1/3→2/3に嵩上げ）。
- 事業者を対象としたプラスチック問題に関する講習会を開催。
- 事業者向け冊子「3Rのすすめ」によりプラスチック問題や先進事例を情報発信。
- スマートセンサーを排出事業所に設置して効率的な廃プラスチック類の回収を行う実証事業を実施（→運搬車両から排出されるCO₂を約20～30%削減）。

※一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター

事業内容： ①産廃3R専門家派遣事業

②3R技術開発等支援補助事業

③産廃3R情報提供事業

④3R人材育成事業

ワンストップで
事業者を支援

構成団体： 京都商工会議所、京都府中小企業団体中央会、(一社)長田野工業センター、(公社)京都工業会、(公社)京都府産業資源循環協会、(NPO法人)KES環境機構、京都府、京都市

<p>【研究開発分野】 平成30年度採択事業</p> <p>IoTセンサーによる産業廃棄物収集可視化システム構築に向けた実証試験 西日本電信電話(株)</p>  <p>センサーによる回収イメージ</p>	<p>【施設整備分野】 令和元年度採択事業</p> <p>廃タイヤを原料とする高品質ゴムチップ製造及び金属再資源化事業 (株)サカモト</p>  <p>ビードワイヤー除去機及び破砕機のライン</p>
<p>【販路開拓等】 平成30年度採択事業</p> <p>アップサイクル品「組立式和装化粧品箱」販路開拓兼受注管理ツールの投入 アイデアスプラウト(株)</p> <p>効率的な販売受注体制の構築のため、他社と提携するとともに、販路開拓兼受注管理ツール「EC」を導入し、ソフトウェアのプロトタイプを開発した。</p> 	<p>【プラリサイクル分野】 令和元年度採択事業</p> <p>廃プラスチック類等のリサイクル量拡大を目的としたRPF施設(破砕機)整備 (株)京都環境保全公社</p>  <p>導入機 RPF(製品燃料)</p>

(3) 海洋プラスチックごみ（海岸漂着物等）対策

- 京都府環境フェスティバルにおいて海岸漂着物等の実物展示を実施。
- 府民向けセミナーで海洋プラスチックごみやマイクロプラスチック^{※3}に係るワークショップを実施。
- 市町村が実施する海岸漂着物等の処理や発生抑制事業に要する費用を補助。



海岸漂着物とプラスチックごみを考えるワークショップ
(各自でマイクロプラスチックを選別)

※3 マイクロプラスチック

サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみ
(環境省HPから引用)

3 課題

(1) 使い捨てプラスチックの問題

- 過剰なプラスチックの使用を減らすことが必要
国内のプラスチック樹脂消費量は近年増加傾向にあるとともに、コロナ禍においてテイクアウト等によるプラスチック容器包装の需要が1割程度増加。
- 個別のプラスチック製品の排出・処理の実態が不明
紙おむつ、たばこ（フィルターはアセテート繊維というプラスチックで構成）等の個別のプラスチック製品の2Rを推進するためには、その排出・処理の実態を把握した上で対策を講じることが必要。
- レジ袋非辞退者への対応など消費者の意識改革が必要
レジ袋有料義務化後もレジ袋辞退率は8割程度と見込まれており、辞退しなかった理由の調査分析とともに、これまで以上に意識改革を進めることが必要。
- リサイクル率が低い食品トレー等への対応が必要
食品トレー等の一部は店頭回収されているものの、市町村によって分別率（プラスチックごみ排出量のうち容リ法に基づき分別収集した量）に大きく差が出ているため、市町村の実態を踏まえた上でその取組を支援していくことが必要。
- プラスチック代替品の普及拡大が必要
プラスチックは環境中で砕け、マイクロプラスチック化することから、環境への負荷を少しでも軽減するためには、まずプラスチックの過剰な使用を減らし、プラスチックごみを環境中に流出させないことが必要。その上で、生分解性プラスチック^{※4}やバイオマスプラスチック^{※5}などプラスチック代替品の普及拡大が必要。

※4 生分解性プラスチック

通常のプラスチックと同様に使うことができ、使用後は自然界に存在する微生物の働きで、最終的に水と二酸化炭素に分解され自然界へと循環するプラスチック。食品残渣等を生分解性プラスチックの収集袋で回収、堆肥化・ガス化することにより、食品残渣は堆肥やメタンガスに再資源され、収集袋は生分解されるため、廃棄物の削減に繋がる。(環境省HPから引用)

※5 バイオマスプラスチック

再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチック。それを焼却処分した場合でも、バイオマスのもつカーボンニュートラル性から、大気中のCO₂の濃度を上昇させないという特徴がある。これにより、地球温暖化の防止や化石資源への依存度低減にも貢献することが期待される。(環境省HPから引用)

(2) プラスチックごみの3Rの問題

- プラスチックごみの排出抑制が必要

事業活動に伴って排出されるプラスチックごみを抑制する取組は、プラスチックごみを多量に排出する事業所から始めることがより効果的であり、そのためには排出実態を把握する制度や排出抑制の動機付けとなる制度が必要。

また、2Rの施設整備をさらに進めるために、産業廃棄物3R技術開発等支援補助金（京都府産業廃棄物3R支援センター）の積極的な活用を進めることも必要。

- マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルの一層の推進が必要

様々な素材が複合して使用されているプラスチックごみは、マテリアルリサイクルが難しく、製造段階でのリサイクルしやすい開発設計が必要。

ケミカルリサイクルについては、高炉・コークス原料利用、ガス化及び油化等のリサイクル施設が近隣にほとんどないのが現状。

汚れたプラスチックごみは洗浄が必要でありコスト的にサーマルリカバリーが優先。

(3) 海洋プラスチックごみ（海岸漂着物等）の問題

- 海岸漂着物等の回収・処理に当たってはリサイクルが進んでおらず、コスト高

海岸漂着物等の処理の主体は関係市町が担っており、その財源の大部分は国庫補助金を活用しているが、外部委託処理されているケースが多く、コストが高くなっている状況。

また、海岸漂着物は塩分を含んでいるため、焼却炉にダメージを与えることから埋立処分が多く、リサイクルが進んでいない。

さらに、海岸漂着物を回収する担い手不足も深刻であり、関係市町による回収・処理の負担軽減が必要。

- 海岸漂着物等対策は発生抑制対策が必要

海岸漂着物は川から流れてきたごみが原因にもなっており、内陸域（上流域）での発生抑制対策が重要。内陸域の方に発生抑制対策が重要であることを分かってもらえるように、どこに流れ着くのかを可視化するための調査・啓発を行うとともに、内陸域の河川を中心とした清掃活動、マイクロプラスチック問題に関する啓発など流域全体を含めた取組が必要。

- プラスチック製漁具など漂流ごみ等の回収体制の構築が必要

府内の海岸漂着物等の約5割がプラスチックごみで、その半分程度は漁具などの漂流ごみからのものであるが、漂流ごみ等については回収体制が構築されていないことが課題。

基本的な施策の方向性

<計画対象期間> 令和2（2020）年度～令和5（2023）年度

<方向性>

- 使い捨てプラスチックの削減

全ての市町村において、容器包装のリデュースや効率的な回収に向け、小売業者と連携した取組を行います。

個別のプラスチックごみの削減については、その実態を把握した上で効果的な対策に取り組みます。

- プラスチックごみの3Rの促進

廃プラスチック類を大量に排出する事業所を重点的に廃プラスチック類の排出抑制を促進するとともに、マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルの推進につなげます。

- 海洋プラスチックごみ対策

全ての市町村において、企業等と連携し、内陸域と一体となったプラスチックごみ発生抑制対策に取り組みます。

(参考) 国等の中長期的な数値目標

- プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

- ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用
- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロ

1 使い捨てプラスチックの削減について

(1) プラットフォームの設置

使い捨てプラスチックの削減に資する小売業者や飲食店等の取組を支援できるよう、関係事業者団体、消費者団体、行政関係機関からなるプラットフォームを設置します。

また、消費者がプラスチック素材の過剰包装を断るなどのライフスタイルへ円滑に移行できるよう、京都エシカル消費推進ネットワーク等と連携して、消費者団体、製造から小売までの幅広い事業者団体や行政関係機関からなるプラットフォームを設置します。

(2) 小売業者等向けの取組

- リユース容器による量り売りなど小売業者等の取組支援

リユース容器を用いた量り売りの積極的な導入、耐久財に対する修理や修繕の積極的な実施などの小売業者の取組や、ストローやプラスチック製スプーンをはじめとする使い捨てプラスチック製容器包装・製品について、過剰な使用の削減や代替素材への転換など、飲食店等の取組を支援します。

- 食品トレーや食材容器の効率的な回収・リサイクルシステムの普及の推進

リサイクル率が低い食品トレー等について、食品トレー等の製造・流通事業者・自主回収店舗等と連携することで、食品トレー等の焼却・埋立量を減らす効率的な回収・リサイクルシステムの普及を推進します。

- レジ袋有料義務化に伴う収益金の寄附の促進

レジ袋有料義務化に伴う小売業者の収益の寄附金を活用して、海岸清掃活動への支援などのプラスチック削減事業に取り組みます。また、寄附をいただいた企業については京都府ホームページ等で情報発信することにより、取組を拡げることとします。

(3) 消費者向けの取組

- プラスチック削減に係る府民向け啓発

市町村等と連携して、引き続き次の啓発に取り組みます。

ア マイバッグや風呂敷の利用拡大のための啓発

市町村と連携してイベント等において様々な素材によるマイバッグや風呂敷の普及を推進します。

イ マイボトル普及推進のための啓発

環境分野に関する連携協定を締結した事業者や市町村と連携してイベントや協力店舗でのマイボトル普及や関西広域連合と協働したマイボトル割の普及を推進します。

- レジ袋非辞退者の意識調査

レジ袋有料義務化後のレジ袋非辞退者に対する意識調査を実施します。

- 紙おむつ等のリサイクルに向けた実態調査

今後ますます需要が拡大すると考えられる紙おむつ等個別のプラスチック製品の処理状況について調査を実施するとともに、必要な対策を検討します。

- ポイ捨て、不法投棄禁止の啓発

ポイ捨てされたプラスチックごみ（レジ袋、ペットボトル、タバコの吸い殻等）は環境中で分解してマイクロプラスチックとなるおそれがあることから、これらのポイ捨て・不法投棄禁止について、市町村と連携して啓発を行います。

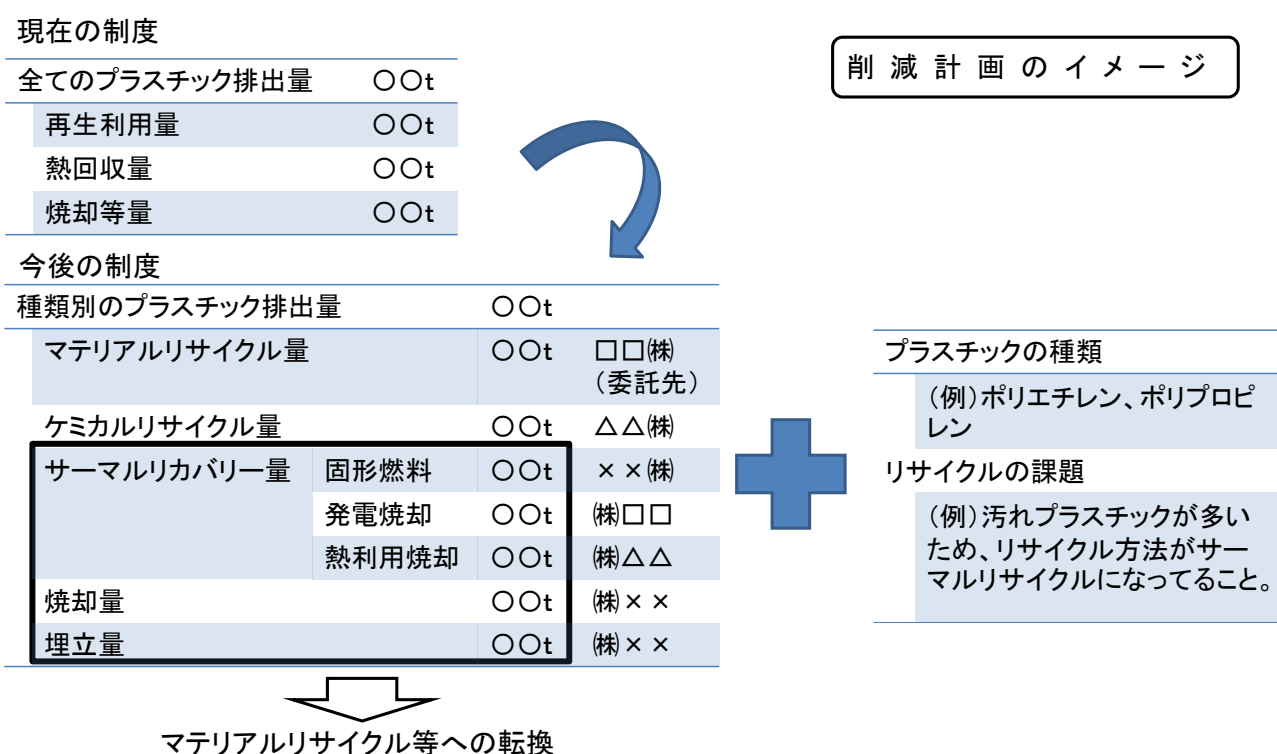
- 府の率先実行等

府の施設や主催する行事等において、府庁自らがプラスチックごみの2Rに率先して取り組むとともに、市町村へも呼びかけて連携的な取組を推進します。

2 プラスチックごみの3Rの促進について

● 事業者プラスチックごみ削減計画の策定の推進

大規模排出事業所（廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の多量排出事業者や京都府地球温暖化対策条例に基づく特定事業者など）から廃プラスチック類の削減計画の提出を求めることにより、排出の実態を正確に把握するとともに、その取組等を評価する仕組みを構築します。また、アドバイザーを派遣し、計画策定等を支援するとともに、先進的に取り組む事業者を認証することにより、発生抑制、マテリアル・ケミカルリサイクルの推進につなげます。



● 3Rに係る研究開発や施設整備への支援の充実

事業者における3Rに係る施設整備や技術開発をアドバイザーの派遣により一層進めるとともに、プラスチック製品の生産～流通～消費～回収～廃棄の各段階に必要な事業者支援を重点的に行うため、課題解決型のテーマごとのプラットフォームを設置し、廃プラスチック類の3Rの実証・実施を推進します。

[テーマ例]

- ① ノントレー包装の導入、プラスチック製品のリユース、リフィル、リペア及びシェアリングサービス等の推進
- ② 給茶スポット設置場所アプリ等の活用によるペットボトルの削減
- ③ I o Tを活用した廃プラスチック類の効率的な回収事業を府内全体に展開

<令和2年度事業>

- ・ 対 象： 廃プラスチック類の効率的な回収やリサイクルの高度化に向けた調査・研究を複数企業と共同実施（プラットフォーム）や、プラスチック代替製品の開発等への支援
- ・ 補助率： 2 / 3
(上限 10,000 千円)

京都ビッグデータ活用プラットフォームの概要

人が主役のスマートで安寧な社会の創出



● 先進的に取り組む事業者の公表

廃プラスチック類の2Rに先進的に取り組んでいる事業者を公募し、その取組内容を京都府ホームページで情報発信します。

● プラスチック削減ビジネスモデルの展開

リユースによる廃プラスチック類の削減や、代替材による使い捨てプラスチックの削減に資するビジネスモデルの展開を支援します。

● ケミカルリサイクル施設の情報発信等

ケミカルリサイクル施設の情報収集と発信を行うとともに、排出事業者とリサイクル事業者間のコーディネートを行います。

3 海洋プラスチックごみ対策について

(1) 海岸漂着物等の円滑な回収・処理の推進

- 海岸漂着物等の回収・処理

- ア 関係市町に対する支援

関係市町に対し、海岸漂着物等の処理に必要な情報の提供及び技術的支援を行うとともに、ボランティア活動による海岸漂着物の回収・処理を促進します。

また、国に対しては、海岸漂着物等の回収処理を支援するために十分な国庫補助額（海岸漂着物等地域対策推進事業）の確保を要請します。

さらに、海岸漂着物等の処理コスト高の原因となっている塩分対策は、全国的な課題であり、引き続き国に対して必要な取組を提案します。

- イ 企業等との連携による回収促進

海岸漂着物等の回収の担い手不足を改善するため、プラスチック製品を製造・販売する企業やボランティア等と連携しながら、清掃活動による回収を促進します。

- ウ 関係市町・漁業者と連携した漂流ごみ等の回収を促進

関係市町・漁業者と連携し、国の補助制度を活用した漁業者による漂流ごみ等の回収を促進するとともに、地元漁業者の適切な漁具の管理による海洋への流出抑制対策を推進するための連携体制を構築します。

- 海岸漂着物等実態把握調査

関係市町と連携し、調査地点を定めて、毎年度、組成、量等を継続的に調査することにより、海岸漂着物等の実態把握や河川からの影響を把握し、毎年度、京都府のホームページで情報発信を行い、発生抑制対策につなげます。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進

- 内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動等の促進

- ア 清掃活動の促進

内陸域から河川を経て海域に流出する海岸漂着物等の発生を抑制するため、京都府は市町村や企業と連携し、河川敷でスポーツGOMI拾いを実施するなどして、由良川や保津川での地域の団体等による取組の拡大を図り、内陸域から海岸漂着物等の効果的な発生抑制を行います。

- イ 環境教育・啓発の推進

海岸管理者等、府及び市町村は、清掃活動や環境教育の場において、海岸保全の重要性や地元の方々の取組の紹介等を行うとともに、様々な広報媒体も活用しながら、京都府の海岸の価値とその保全の大切さについての情報を広く発信します。

- 不法投棄の防止

海岸管理者等は海岸利用者（住民、観光客等）や占有者等に対して適正な海岸利用を働きかけるとともに、海岸におけるたばこ、ペットボトル等のポイ捨て防止等の対策を推進します。

また、京都府及び市町村は、海岸漂着物等の発生源となる廃棄物の不適正な排出や不法投棄を防止するため、廃棄物の適正処理指導や監視パトロールの強化、警察との連携による厳格な指導等、早期発見・早期着手・早期解決に向けた対策を推進します。

- 海洋生分解性プラスチックの普及支援とマイクロプラスチックに係る情報収集

海洋生分解性プラスチックの開発・普及状況やマイクロプラスチック対策について情報収集等を行うとともに、開発事業者等に対して必要な支援を行います。

実行計画の推進

- 目標達成に向けて、京都府が中心となって各種施策を推進するとともに、取組をより効果的に進めていくため、市町村、大学、企業、NPOなどと連携して各施策に取り組めます。
- また、庁内関係部局で一体となって各種施策に取り組むとともに、進捗状況を毎年把握・評価を行った上で、評価結果を京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会で検証し、PDCAサイクルにより進行管理を行います。毎年の評価結果については、京都府のホームページにおいて公表します。

<毎年、評価結果を公表する取組>

一般廃棄物	一人当たりのプラスチックごみ排出量
	一人当たりの容器包装プラスチックごみ排出量
	プラスチックごみの分別率、リサイクル率、再生利用量
	プラスチック容器包装の回収量
産業廃棄物	大規模排出事業者（業種別）のリサイクル率、リサイクル量
	大規模排出事業者（業種別）の再生利用率、再生利用量
海岸漂着物等	海岸漂着物等の組成
	海岸漂着物等の回収量
その他	啓発活動の実施回数（マイボトル普及など）
	情報発信の実施回数（環境教育など）

参 考 资 料

工程表(ロードマップ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 使い捨てプラスチックの削減				
(1)プラットフォームの設置				
(2)小売業者等向けの取組				
・リユース食器による量り売りなど小売業者等の取組支援				
・食品トレーや食料容器の効率的な回収・リサイクルシステムの普及の推進				
・レジ袋有料義務化に伴う収益金の寄附の促進				
(3)消費者向けの取組				
・プラスチック削減に係る府民向け啓発				
・レジ袋非辞退者の意識調査				
・紙おむつ等のリサイクルに向けた実態調査				
・ポイ捨て、不法投棄禁止の啓発				
・府庁の率先実行等				
2 プラスチックごみの3Rの促進				
・事業者プラスチックごみ削減計画の策定の推進				
・3Rに係る研究開発や施設整備への支援を充実				
・先進的に取り組む事業者の公表				
・プラスチック削減ビジネスモデルの展開				
・ケミカルリサイクル施設の情報発信等				
3 海洋プラスチックごみ対策				
(1)海岸漂着物等の回収・処理の推進				
・海岸漂着物等の回収・処理				
・海岸漂着物等実態把握調査				
(2)海岸漂着物等の発生抑制対策の推進				
・内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の促進				
・不法投棄の禁止				
・海洋生分解性プラスチックの普及支援とマイクロプラスチックに係る情報収集				

参考資料

市町村プラスチックごみの排出状況（平成 29 年度実績）

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

16

市町村名	計画処理 区域内 人口 (人)	プラ分別収集・資源化量※1			1人当たりの 分別プラ ごみ量 (kg/人)	ごみ排出量			プラごみ量		
		ペットボトル (t)	プラスチック 類 (t)	全体量 (t)		(t)	生活系 ごみ※2 (t)	プラ混入量 10%として 算出※3 (t)	(t)	一人当たりの ごみ量 (kg/人)	分別率 (%)
京都府合計	2,619,002	4,878	17,786	22,664	8.7	747,926	448,049	44,805	67,469	26	34
京都市	1,472,027	2,671	8,984	11,655	7.9	429,504	216,161	21,616	33,271	23	35
向日市	58,862	83	112	195	3.4	14,450	10,874	1,087	1,282	23	15
長岡京市	80,992	134	400	534	6.6	21,442	15,547	1,555	2,089	26	26
大山崎町	15,798	24	55	79	5.0	3,645	2,827	283	362	23	22
宇治市	188,041	427	1,235	1,662	8.8	46,744	33,897	3,390	5,052	27	33
城陽市	77,140	181	539	720	9.3	20,819	15,886	1,589	2,309	30	31
久御山町	16,167	45	108	153	9.5	7,276	4,084	408	561	35	27
八幡市	71,802	118	401	519	7.2	18,959	14,897	1,490	2,009	28	26
京田辺市	68,965	126	355	481	7.0	16,754	13,182	1,318	1,799	26	27
井手町	7,585	19	49	68	9.0	2,405	1,935	194	262	34	26
宇治田原町	9,404	21	66	87	9.3	2,783	2,262	226	313	33	28
木津川市	76,060	154	850	1,004	13.2	19,845	15,273	1,527	2,531	33	40
笠置町	1,401	2	10	12	8.6	502	408	41	53	38	23
和束町	4,079	11	101	112	27.5	993	900	90	202	50	55
精華町	37,579	63	501	564	15.0	8,924	7,383	738	1,302	35	43
南山城村	2,828	5	60	65	23.0	644	560	56	121	43	54
亀岡市	89,407	111	666	777	8.7	23,059	16,454	1,645	2,422	27	32
南丹市	32,397	29	626	655	20.2	7,780	4,358	436	1,091	34	60
京丹波町	14,649	22	292	314	21.4	3,169	2,026	203	517	35	61
福知山市	79,144	166	725	891	11.3	22,907	15,227	1,523	2,414	30	37
舞鶴市	83,854	138	259	397	4.7	26,798	22,641	2,264	2,661	32	15
綾部市	34,158	45	1	46	1.3	10,027	7,987	799	845	25	5
宮津市	18,378	117	680	797	43.4	6,915	4,006	401	1,198	65	67
京丹後市	56,093	109	282	391	7.0	23,799	13,405	1,341	1,732	31	23
伊根町	2,156	1	27	28	13.0	662	530	53	81	38	35
与謝野町	22,036	56	402	458	20.8	7,121	5,339	534	992	45	46

※1 総源化量（特設資源化量＋中間処理後再生利用量＋集回収量）から集回収量を除いた数

※2 生活系ごみ（収集量＋搬入量）に自家処理量を足した数

※3 家庭ごみ中のプラスチック割合は8.0%～16%(京都市、長岡京市、京田辺市、木津川市、京丹波町及び舞鶴市の公表された廃棄物処理計画等の値)であるが、仮に10%として算出

※4 容器包装リサイクル法に基づく分別がなされていないプラスチックごみは、中間処理において熱利用等により有効利用されています。

※4

事業所・業種別プラスチックごみの排出状況 単位トン

業種	全事業者(H27)(推計値)				多量排出事業者			
	事業者数	排出量(t)	リサイクル量(t)	リサイクル率(%)	事業者数	H30 実績		
						排出量(t)	リサイクル量(t) ※	リサイクル率(%)
建設業	3,423	12,754	9,484	74%	101	5,696	3,916	69%
製造業	5,969	72,358	52,661	73%	39	16,256	10,428	64%
食料品、飲料・飼料、繊維	1,902	8,357	5,058	61%	19	4,329	3,115	72%
パルプ・紙	209	3,994	3,726	93%	3	2,793	2,792	100%
印刷	438	10,515	4,408	42%	2	8,182	4,008	49%
化学	157	2,379	959	40%	4	237	77	32%
プラスチック	279	7,577	6,473	85%	0			
窯業・土石	223	727	653	90%	2	192	175	91%
鉄鋼、非鉄金属、金属	621	3,366	1,455	43%	2	70	50	71%
はん用、生産用、業務用機器	864	21,313	20,330	95%	0			
電子部品、電気機器	487	5,332	4,044	76%	2	122	122	100%
輸送用機器	118	4,228	3,781	89%	5	331	89	27%
その他	671	4,569	1,773	39%	0			
その他	38,178	37,948	22,067	58%	9	888	362	41%
府内合計	47,570	123,060	84,212	68%	149	22,840	14,706	64%

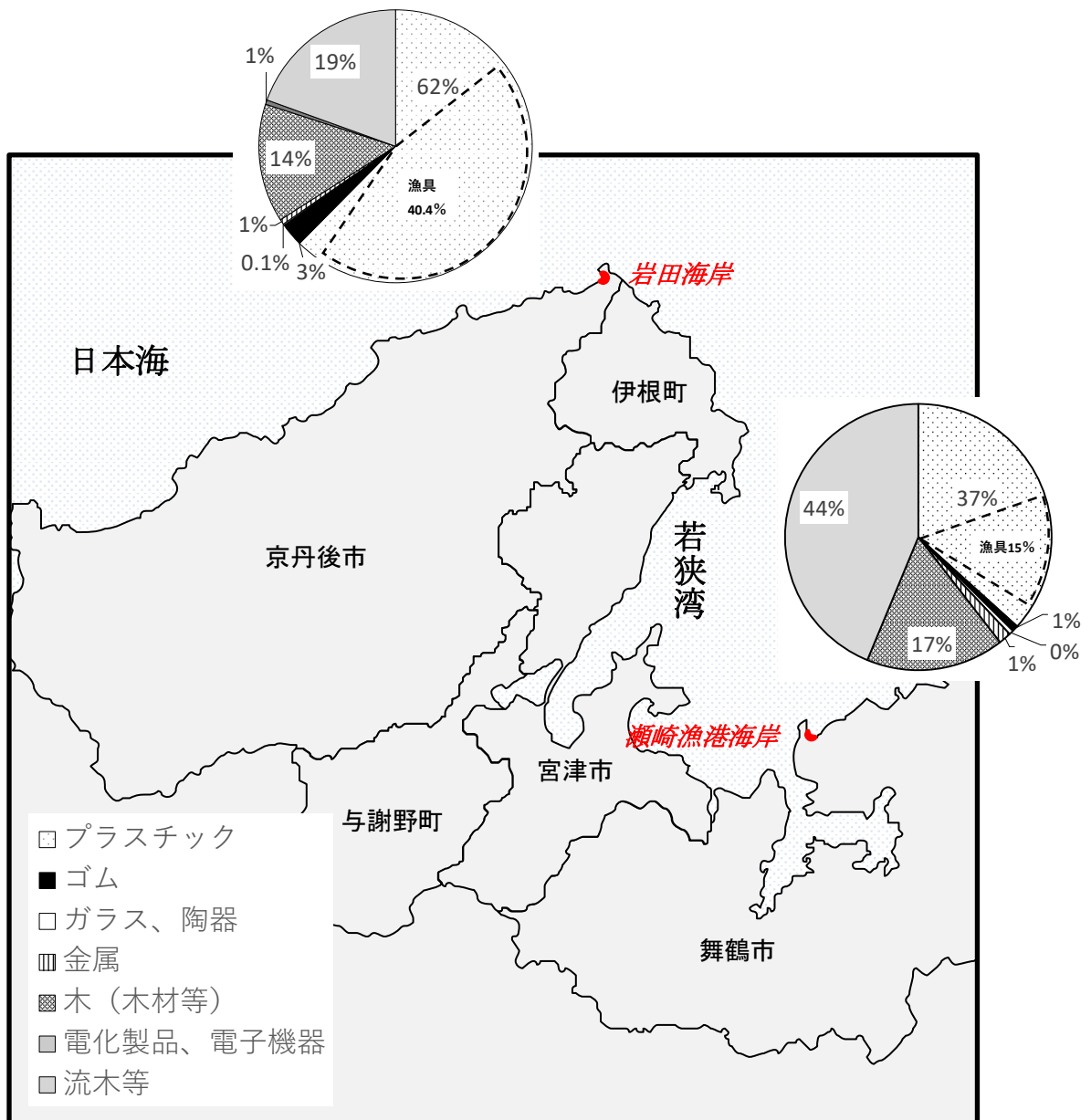
※ リサイクル量にはRPFを含む。

出典：平成 26 年経済センサス基礎調査（事業所数）

平成 27 年度京都府産業廃棄物実態調査（処理フローにおける各工程量）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書（平成 30 年度実績）

海洋プラスチックごみの回収状況等



令和2年 10 月に岩田海岸（京丹後市）、瀬崎海岸（舞鶴市）で調査

市 町	重点区域数	回収した海岸漂着物(t)				
		R1	H30	H29	H28	H27
京丹後市	26	249.3	232.4	144.1	113.3	111.7
宮津市	13	17.1	22.2	42.6	26.6	14.1
舞鶴市	4	37.0	43.6	97.5	43.6	32.4
伊根町	5	7.1	7.1	5.9	4.5	7.1
与謝野町	1	5.1	21.8	3.3	2.4	3.6
合計	49	315.6	327.1	293.4	190.4	168.9

(京都府海岸漂着物等地域対策推進事業実績報告書から抜粋)⇒大半が直接埋立処分